

愛知中小企業家同友会規約

(名称)

第1条 この会は愛知中小企業家同友会といいます。

(組織範囲)

第2条 この会の組織地域は愛知県内とし、本部を名古屋市におきます。

(目的)

第3条 この会は、中小企業家の自主的・民主的な組織として次のことを目的として活動をすすめます。

1. 同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靭な経営体質をつくることをめざします。
2. 同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に人格を高め、知識を吸収し、これから経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
3. 同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本と地域経済の自主的、平和的な繁栄をめざします。

(事業)

第4条 この会は前条の目的を達成するために、必要に応じ他の中小企業団体と提携し、政治的には特定の政党にかたよらず次の事業を行います。

1. 会員の多種多様な要望に応えること。
2. 会員相互の親睦を深め、中小企業家の団結を推進すること。
3. 会員の経営に対するとりくみの姿勢を正し、中小企業の発展に役立つこと。
4. 中小企業家の要望にかなう中小企業行政の確立につとめること。

(会員)

第5条 1. 資格

この会はこの趣旨に賛同する中小企業家およびそれに準ずる人々を会員とします。

会の発展に貢献した会員を名誉会員とすることができます。

2. 入会

この会に入会しようとする人は、会員1名以上の推薦を得て申込み、理事会の承認を得るものとします。

3. 退会

本人の都合により退会できます。なお次の各項のいずれかに該当する場合理事会の承認を得て除籍できます。

- a 著しく会の事業を阻害し、もしくは名誉を傷つけた場合
- b 原則として1年以上会費を滞納した場合

(入会金及び会費)

第6条 会に入会する時、入会金20,000円を納めます。会費は年間72,000円とし、半期6ヶ月分を前納とします。

(機関)

第7条 この会に次の機関をおきます。

県 総 会 最高の決議機関で、定時総会は年1回開催し、理事会が招集します。臨時総会は、会員の3分の1以上の要請又は理事会が必要と認めたときに開催します。

理 事 会 県総会に次ぐ決議機関であって会の事業を執行し、代表理事が招集します。

正副代表理事会

会長・副会長・代表理事・副代表理事等で構成します。

(運営)

第8条 会の運営を円滑・活発に行うため支部・地区・専門部・委員会など必要な組織をおきます。

(役員)

第9条 この会に次の役員をおきます。

会 長 会を代表し、理事会で推薦し、県総会で決めます。

副 会 長 会長を補佐し、理事会で推薦し、県総会で決めます。

代 表 理 事 理事会を代表し、理事会の互選とします。

副代表理事 若干名とし、代表理事を補佐し、理事会の互選とします。

専 務 理 事 1名を置くことができます。代表理事をたすけて会の総務を統括します。

理 事 所定数とし、県総会で選びます。

顧 問 若干名を置くことができ、代表理事が推薦し、理事会の承認を得ます。

相 談 役 若干名を置くことができ、代表理事が推薦し、理事会の承認を得ます。

会計監査 若干名を県総会で選びます。

(役員任期)

第10条 役員の任期は1年とし、再任は妨げません。ただし、会長、副会長、代表理事、副代表理事の同一役職の任期は5年までとします。

(事務局)

第11条 この会の運営を円滑に行うため、事務局を設け、事務局員若干名をおき、この任免は理事会が行います。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は4月1日より3月31日までとします。

(財政)

第13条 この会の財政は、入会金、会費、特別会費、寄付金、その他の収入でまかねます。

(中同協)

第14条 この会は中小企業家同友会全国協議会（=中同協）に加入します。

中同協の分担金・機関紙購読料などはこの会の会費に含まれます。

(規約の実施)

第15条 規約の実施にあたり、理事会で必要に応じて別途、規定を定めるものとします。

(規約の改廃)

第16条 この規約の改廃は県総会で行います。

(実施の年月日)

第17条 この規約は1962年7月9日より実施します。

この規約は一部改訂して2009年4月21日より実施します。